

令和2年4月15日

放課後等デイサービス事業所 管理者 様

尼崎市障害福祉課長

特別支援学校等の臨時休業に係る放課後等デイサービス利用の利用者負担軽減及び報酬請求の取扱いについて（その2）

平素は、本市の障害福祉行政にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症防止に係る特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業の実施について、「特別支援学校等の臨時休業に係る放課後等デイサービス利用の利用者負担軽減及び報酬請求の取扱いについて（その1）」（令和2年4月8日付尼崎市事務連絡）にて本市取扱いをお示ししていたところですが、下記のとおり影響額のご報告をお願いいたします。

なお、3月2日から春休みの開始までの間に、放課後等デイサービスの利用量が増加したことに伴う利用者負担の増加分（利用料のかかりまし分）に対する、本市から事業所への補助については後日改めてお知らせいたします。

記

1 利用者負担軽減の内容

特別支援学校等の臨時休業により、3月2日から春休みの開始までの間に、放課後等デイサービスの利用量が増加したことに伴う利用者負担の増加分（以下、「利用料のかかりまし分」という。）が軽減されます。

【軽減の対象となる利用者負担】

- ① 今般の学校休業に伴い新たに支給決定を受けた児童の利用により報酬が増加した分
- ② 今般の学校休業以前から支給決定を受けていた児童について、学校休業に伴うサービス利用増が生じ、報酬が増加した分
- ③ 今般の学校休業以前から支給決定を受けていた児童について、報酬単価が平日単価から学校休業日単価に切り替わることにより報酬が増加した分
- ④ 事業所が長時間の開業を行い、早朝開所による延長支援加算の算定単位の増が生じ、報酬が増加した分

2 補助対象額計算シートの提出について

本事業に伴う増加分は、国及び兵庫県が行う補助事業に基づくため、その影響額を把握する必要があることから、次の書類をご提出ください。

「尼崎市放課後等デイサービス補助対象額計算シート」（別添エクセルファイル名）

- (1) 「補助対象額一覧表（提出用 NO. 1）」
- (2) 「補助対象額個人計算シート（提出用 NO. 2）」（対象利用児全員分）

※ 対象利用児ごとにシートを作成してください。

「尼崎市放課後等デイサービス補助対象額計算シート」（エクセルファイル）は尼崎市ホームページからダウンロードしてご使用ください。

【[尼崎市ホームページ](#)】

トップページ > くらし・手続き > 障害者支援 > 障害者自立支援制度 > 【障害福祉サービス等】【障害児通所支援】指定サービス事業に関するお知らせ >

障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年4月）

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/syogaisya/ziritu/1004198/1020053.html>

3 提出期限

令和2年4月24日（金）

4 提出先

件名「【事業所名】放課後等デイサービス臨時休業に伴う影響額（回答）」としていただき、電子メールにてご提出ください。

尼崎市障害福祉課メールアドレス

ama-syougai@city.amagasaki.hyogo.jp

5 留意事項

「尼崎市放課後等デイサービス補助対象額計算シート」内の、「補助対象額個人計算シート（提出用 NO.2）」L 欄（増加前の利用者負担額（保護者負担分））は、上限額管理による調整前の金額となります。上限額管理対象者は保護者に請求する利用者負担額と異なりますのでご注意ください。

なお、上限額管理対象者の利用者負担額の取扱いは、整理ができ次第改めてお知らせいたします。

6 4月提供分の国保連請求方法について

特別支援学校等の臨時休業に係る4月提供分の国保連伝送については、「特別支援学校等の臨時休業による増加前の利用者負担額」を「決定利用者負担額」とする請求方法を整理したうえで、お知らせする予定としております。お手数おかけして申し訳ありませんが、4月27日以降の周知内容をご確認のうえ、国保連伝送を行っていただきますようお願いいたします。

以 上

【問い合わせ先】

尼崎市障害福祉課 請求・認定担当係

吉田・曾谷

TEL：06-6489-6750

FAX：06-6489-6351